

強い畜産構造改革支援事業実施要領

(平成27年	4月	1日	畜第	8号農政部長通知)
(平成28年	4月	1日	畜第	27号農政部長通知)
(平成29年	4月	3日	畜第	52号農政部長通知)
(平成30年	3月30日	畜第	1406号農政部長通知)	
(平成31年	4月	1日	畜第	6号農政部長通知)
(令和元年	11月13日	畜第	645号農政部長通知)	
(令和2年	4月	1日	畜第	47号農政部長通知)
(令和3年	3月25日	畜第	783号農政部長通知)	
(令和4年	4月	1日	畜第	35号農政部長通知)
(最終改正	令和5年	4月	3日	畜第10号農政部長通知)

第1 趣 旨

高齢化と労働力不足の進展、輸入飼料価格等生産コストの上昇等により畜産農家戸数が大幅に減少しており、畜産物の安定生産、供給基盤の維持拡大には、新規就農者、経営継承子息等担い手の育成確保が急務となっている。

また、T P P、E P A等の経済連携協定の進展による安価な輸入畜産物に対抗する経営体を育成し、一方で海外輸出の推進による海外需要に安定して応えるために、規模拡大、生産コストの低減により生産基盤の強化を喫緊に促進する必要がある。

このため、「ぎふ農業・農村基本計画」(令和3～7年度)の基本方針に基づき、畜産業者、関係機関等が連携・協働して、地域が主体となっていく戦略的で多彩な取り組みを支援し、産業構造の若返りと生産基盤の強化を促進することを目的とした事業を実施するものとし、その交付については、岐阜県畜産振興事業補助金交付要綱(昭和57年9月1日畜第664号農政部長通知。以下「交付要綱」という。)に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 事業の内容

1 事業の内容

畜産主産地の維持、拡大を図るために、担い手の確保、生産基盤の強化並びにG A Pの認証取得等を推進する取り組みに必要となる生産基盤整備等に要する経費の一部を補助する。

助成対象となる取り組みは、別表1のとおりとする。

2 事業の実施期間

事業の実施期間は、令和3年度から令和7年度までの5か年とする。

3 事業実施主体

- (1) この事業の実施主体は、県内を区域とする農業協同組合連合会、(一社)岐阜県農畜産公社、農業協同組合、農事組合法人(農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。)、農事組合法人以外の農業法人、特定農業団体(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第23条第4項に規定する団体をいう。以下同じ。)、農業者等の組織する団体及びその他知事が認めるものとする。
- (2) 事業区分により対象となる事業実施主体は、別表1のとおりとする。

4 事業採択基準

別表 1 のとおりとする。

第 3 事業実施の手続き

1 事業計画の策定

- (1) 事業実施主体は、事業実施計画書（様式第 1 号）を作成するものとする。
- (2) ただし、その他知事が認めるものが事業実施主体となる場合は、事業実施予定地の属する市町村長が地域畜産振興計画（様式第 2 号）を作成するものとする。
- (3) 事業実施主体は、事業計画の取組、推進内容について、別表 2 **又は別表 3** によりポイント表を作成するものとする。
- (4) 地域畜産振興計画並びに事業計画の目標年度は、事業実施申請年度から 5 年とする。

2 事業実施の申請

- (1) 地域畜産振興計画を作成した市町村は、事業実施地域選定申請書（様式第 3 号）を所管の農林事務所長へ提出するものとする。
- (2) 事業実施主体は、事業実施計画承認申請書（様式第 4 号）に事業実施計画書等の必要書類を添付し、市町村長を経由し所管の農林事務所長へ提出するものとする。
ただし、その他知事が認めるものが事業実施主体となる場合は、市町村長が作成した地域畜産振興計画が認定された後に提出するものとする。
- (3) 複数市町村に跨る広域的な取り組みを行う事業実施主体の場合は、関係する市町村長へ事業実施計画書等の写しを提出し必要な指導及び調整を受け、事業所が所在する市町村長を経由し所管の農林事務所長へ提出するものとする。
- (4) 県域の取り組みを行う事業実施主体の場合は、事業実施計画承認申請書（様式第 5 号）に事業実施計画書、別表 2 等の必要書類を添付し知事に提出するものとする。

3 事業実施計画の承認

- (1) 農林事務所長は、2 の事業実施地域選定申請書又は事業実施計画承認申請書の提出を受け、事業の採択基準等を満たすとともに、事業の内容が適切であって、地域畜産振興計画並びに事業実施計画の達成が見込まれる場合には、様式第 6 号により承認を行うものとし、市町村又は市町村長を経由して当該事業実施主体に通知するものとする。
- (2) 知事又は農林事務所長は、2 の事業実施計画承認申請書の提出を受けた場合には、事業の採択基準等を満たすとともに、事業の内容が適切であって、事業実施計画の達成が見込まれる場合に様式第 6 号により承認を行うものとし、事業実施主体に通知するものとする。

4 事業実施計画の変更

事業実施主体は、次のいずれかに該当する場合には、1 に準じて事業実施計画書（変更）を作成し、様式第 7 号により 2、3 に準じて承認を受けるものとする。また、事業実施計画書（変更）

を承認した農林事務所長は、様式第7号－2により農政部長に報告するものとする。

- (1) 事業実施主体の変更、事業参加者の変更
- (2) 別表4の工種の新設又は廃止
- (3) 取り組み内容及び目標値の変更、追加
- (4) 事業の中止及び廃止

第4 事業の推進

- 1 知事は、県域に実施する事業が円滑に推進されるよう関係機関等と協力し、事業の実施と支援に努めるものとする。
- 2 農林事務所長は、所管する地域の事業が円滑に推進されるよう関係機関等と協力し、事業実施主体を支援するものとする。
- 3 市町村長は、事業が円滑に推進されるよう関係機関と密接に連携を取り、事業の実施と支援に努める。

第5 他の計画・施策との関連等

この事業の実施にあたっては、次の計画との整合を図るものとする。

- (1) 「ぎふ農業・農村基本計画」(令和3年3月策定)
- (2) 市町村農業振興地域整備計画(農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条に規定する計画をいう。)
- (3) 集落農業振興地域整備計画(集落地域整備法(昭和62年法律第63号)第7条に規定する計画をいう。)
- (4) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第6条第1項に規定する構想。)
- (5) 岐阜県酪農・肉用牛生産近代化計画及び市町村酪農・肉用牛生産近代化計画(酪農肉用牛振興法第2条の3及び4に規定する計画をいう。)
- (6) 養豚農業の振興に関する基本方針(養豚農業振興法(平成26年法律第101号)第3条に規定する基本方針をいう。)
- (7) 新規就農希望者が作成する青年等就農計画(農業経営基盤強化促進法第14条の4に規定する計画。)
- (8) その他関連事業計画

第6 助 成

1 補助

- (1) 知事は、予算の範囲内において、別表4の交付対象欄に「○」を記載している工種に必要な経費の一部を補助するものとし、補助率は別表4のとおりとする。
- (2) 当該補助の交付申請の手続き等については、別に定める岐阜県補助金等交付規則(昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。)及び岐阜県畜産振興事業補助金交付要綱(昭和57年9月1日畜第664号農政部長通知。以下「交付要綱」という。)によるものとする。

- (3) 補助金の確定額は、補助事業に要した配分経費ごとの実支出額に補助率を乗じて得た額と配分経費に対応する補助金の額（変更された場合は変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額と、補助金の交付決定通知にその旨を明記するものとする。

2 補助対象事業費の上限

それぞれの事業費の上限は、以下のとおりとする。なお一戸が複数の事業区分を実施する場合、一戸あたりの補助対象事業費の上限は、合計で40,000千円とする。

(1) 新規就農支援型、担い手育成支援型

一戸あたりの補助対象事業費の上限は、40,000千円とする。

(2) GAP認証支援型

一戸あたりの補助対象事業費の上限は、5,000千円とする。

(3) 畜舎省力化支援型

一戸あたりの補助対象事業費の上限は、40,000千円とする。

3 事業の着工

- (1) 原則として、規則第5条の規程による補助金等の交付の決定（以下「交付決定」という。）に基づき行うものとする。
- (2) 但し、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により交付決定前に着工する場合については、事業実施主体は市町村長を通じて農林事務所長の適正な指導を受けるとともに、交付決定前着工届（様式第8号）を農林事務所長に提出するものとする。間接補助事業の場合には、間接補助事業者は交付決定前着工届（様式第8号-1）を市町村長に提出し、提出を受けた市町村長は、農林事務所長へ報告するものとする。
- (3) なお、県域の取り組みを行う事業実施主体の場合は、知事の適正な指導をうけるとともに交付決定前着工届（様式第9号）を知事に提出するものとする。
- (4) 交付決定前に着工する場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

第7 報 告

1 事業進捗状況の報告

農林事務所長は、事業進捗状況一覧表（様式第10号の2）を作成し、事業実施年度の四半期毎の末日までに様式第10号により農政部長へ提出するものとする。また、農政部長は必要に応じて事業進捗状況一覧表の提出を求めることができる。

2 事業実施計画達成状況報告書の報告（堆肥処理施設整備支援型は除く。）

- (1) 事業実施主体は、事業を実施した年度を含む5年間、毎年度、事業実施計画達成状況報告書（様式第11号の2）を作成し、第3の2に準じて、様式11号により毎年4月末日までに提出するものとする。
- (2) 事業実施計画達成状況報告書の提出を受けた農林事務所長は、事業実施計画達成状況総括

表（様式第 12 号の 2）を作成し、様式第 12 号により毎年 5 月末日までに農政部長へ提出するものとする。

（３） 事業実施計画に位置付けた取組目標が目標年度において達成が図られていない場合は、県域の取り組みを行う事業実施主体の場合は知事が、それ以外の場合は農林事務所長が必要に応じ改善に向けた指導を行うとともに、当該事業実施主体がその後本事業を行おうとする場合は、改善が見込まれることとなった後、第 3 の 3 の（１）または（２）の規定に基づく計画の承認を行うものとする。

（４） 知事又は農林事務所長は、必要に応じて事業実施計画達成状況報告書の提出を求めることができる。

第 8 雑 則

この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、農政部長が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 3 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 11 月 13 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 3 日から施行する。

別表 1 (第 2 の 1、第 2 の 3 (2) 及び第 2 の 4 関係)

事業区分	事業内容	事業採択基準	事業実施主体
新規就農支援型	・新規就農希望者が自ら、畜産経営を開始するのに必要な生産基盤を整備するのに要する経費の一部を補助する。 ・畜産経営を開始するのに必要な生産基盤を新規就農希望者に貸し付けるため、又は譲渡するための整備に要する経費の一部を補助する。	次に掲げる要件のいずれかを満たすものを対象とする。 ・就農して 3 年以内の認定新規就農者又は当該年度中に就農計画が認定されることが確実と認められる就農予定者 ・事業年度の翌年度までに、県内で生産基盤を引き継いで新規就農することが確実と認められる県内の研修生 ・事業年度の翌年度までに、県内で生産基盤設備を引き継ぐことが内定している新規就農予定の県内の研修生に譲渡するために生産基盤を整備する畜産業を営む者	農業協同組合連合会 農業協同組合 その他知事が認めるもの
担い手育成支援型	・畜産主産地のモデル的な実証施設及び農家負担軽減のための共同施設の設置に必要な生産基盤の整備に要する経費の一部を助成する。 ・規模拡大、新技術等導入等による生産コストの低減を図るために必要な生産基盤の整備に要する経費の一部を補助する。 ・生産基盤を農業者に貸し付けるための整備に要する経費の一部を補助する。	次に掲げる要件のいずれかを満たすものを対象とする。 ・酪農、肉用牛経営の場合は、飼料自給率が目標年度に現況値より 10%以上上昇することが確実と見込まれる者 ・飼養規模を目標年度に現況値より 10%以上拡大することが確実と見込まれる者 ・稲 W C S、飼料用米等の国内由来飼料の利用を始める又は目標年度に利用を増加する者 ・県営牧場、県内公共牧場の利用を始める又は目標年度に利用を増加する者 ・酪農家で雌雄判別受精卵・精液、和牛受精卵の利用を始める又は目標年度に利用を増加する者 ・新たに六次産業化、農商工連携の取組を行う者 ・銘柄化の取組を行う者 ・県種雄豚（精液利用を含む）、種鶏、種卵の活用を行う者 ・農家負担軽減のための共同利用施設を整備する者	農業協同組合連合会 (一社)岐阜県農畜産公社 農業協同組合 農事組合法人 農業法人 特定農業団体 農業者等の組織する団体 その他知事が認めるもの
G A P 認証支援型	・新たに畜産における G A P の認証取得等を行うため、必要な施設等の取得または施設の改修に要する経費の一部を補助する。	・事業実施主体は、実施計画の申請前に G A P のコンサルタント等による農場評価又は G A P 取得チャレンジシステムの自己評価実施し、認証取得に必要な施設改修や備品を精査していること。	(一社)岐阜県農畜産公社 農事組合法人 農業協同組合 (生産農場を運営する運営主体に限る) 農業法人 特定農業団体 農業者等の組織する団体 その他知事が認めるもの
畜舎省力化支援型	・作業の省力化若しくは効率化を図るための機器・機械の導入及び機械と一体的な施設の整備に要する経費の一部を補助する	作業の省力化若しくは効率化を図るための機器・機械等の導入を実施することで、労働時間の短縮や作業効率が改善することが確実と見込まれるものを対象とする。	農業協同組合連合会 (一社)岐阜県農畜産公社 農業協同組合 農事組合法人 農業法人 特定農業団体 農業者等の組織する団体 その他知事が認めるもの

※六次産業化とは：「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」の第 3 条の第 3 項に定義する事業活動に準拠するものとする。

※農商工連携とは：「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」の第 2 条の第 4 項に定義する事業活動に準拠するものとする。

別表2（第3の1関係）新規就農支援型・担い手育成支援型・GAP認証支援型 関係

項 目		評 価 内 容	ポ ン ト	事業区分		
				新規	担い手	GAP
1 事業の計画性						
	(1) 事業実施希望調査の有無	前年の「当該事業の実施要望調査（畜産振興課）」報告済みの場合	2 P			
	(2) 経営状況	直近の経営状況において、農業所得がプラスの場合 法人経営の場合、損益計算書における当期純利益がプラスである	1 P			
	(3) 各種法令手続き状況※	農地法など各種法令に基づく手続きがなされ、条件が整っている場合	1 P			
	(4) 自己負担金の状況	自己負担金が確保できている場合	3 P			
	(5) 市町村等の予算化措置	県からの補助金受け入れの予算措置がされている場合	1 P			
	1 の 計					
2 事業内容						
人材育成 （担い手関係）	(1) 新規就農支援	事業参加者が新規就農者（就農予定者及び1年以内に新規就農することが確実と認められる研修生）の場合	5 P			
		1年以内に、県内で生産基盤を引き継ぐことが内定している研修生に譲るために生産基盤を整備する畜産業を営む者の場合	5 P			
		農協等が新規就農者（就農予定者）に補助物件の貸付を行う場合	4 P			
	(2) 担い手の育成・確保	目標年度までに就農の意思表示をしている後継者を育成している場合 （後継者を確保している法人も加算可）	1 P			
	(3) 飼養規模の拡大	繁殖雌牛飼養頭数を目標年度に10%以上増頭する場合 （ただし、増頭に伴い必要な家畜排せつ物処理施設を有すること）	2 P			
		飼養頭羽数（繁殖雌牛以外）を目標年度に10%以上増頭する場合 （ただし、増頭羽に伴い必要な家畜排せつ物処理施設を有すること）	1 P			
	(4) その他取組 6項目のうち 4項目まで選択可	・ 飼料自給率向上の取り組み（該当項目に○を付けること） 飼料生産基盤の拡大、飼料用稲（稲WCS・飼料米）利用、 耕作放棄地放牧、耕畜連携の取組、エコフィードの利用 その他（具体的に： ）	2 P			
		・ 公共牧場の利用拡大（肉用牛・酪農）	1 P			
		・ 雌雄判別技術・和牛受精卵の活用（肉用牛・酪農） （該当項目に○を付けること）	1 P			
		・ 六次産業化・農商工連携の取組	1 P			
・ 銘柄化の取組（養豚・養鶏）		1 P				
・ 県種雄豚、種鶏、種卵の活用（養豚・養鶏）		1 P				
・ 地産地消に資する地元販路拡大及びPR活動の取組		1 P				
2 の 計						
3 その他						
	(1) 地域における計画の緊急性	市町村内で優先度が高い事業内容の場合	1 P			
	(2) 市町村における補助その他の施策による支援	市町村が、当該事業に参加する事業実施主体に対し、補助による支援を実施する場合	2 P			
	(3) 施設・機械の新設・改修	新設若しくは新築によるもの又は新品のもの	2 P			
		未利用施設の機能強化・飼養管理の効率化を図る改良に伴う施設の改修又は資材の有効利用・事業費の低減等に伴う古品・古材の利用	1 P			
	3 の 計					
合 計						

※別に定める飼養衛生管理基準の遵守状況の確認結果書を添付すること。

別表３（第３の１関係）畜舎省力化支援型 関係

項 目		評 価 内 容	ポ イント	事業実施主体 []
1 事業の計画性				
	(1)経営状況	直近の経営状況において、農業所得がプラスの場合 法人経営の場合、損益計算書における当期純利益がプラスである場合	1 P	
	(2)各種法令手続き状況 ※	農地法など各種法令に基づく手続きがなされ、条件が整っている場合	1 P	
	(3)自己負担金の状況	自己負担金が確保できている場合	3 P	
	(4)市町村等の予算化措置	県からの補助金受け入れの予算措置がされている場合	1 P	
	1 の 計			
2 事業内容				
	(1)労働時間の削減 (いずれか1項目を選択)	目標年度までに15%以上削減する場合	4 P	
		目標年度までに10%以上から15%未満削減する場合	3 P	
		目標年度までに5%以上から10%未満削減する場合	2 P	
		目標年度までに5%未満削減する場合	1 P	
	(2)従業員のオペレーション (いずれか1項目を選択)	目標年度までに2人以上改善する場合	3 P	
		目標年度までに1人以上改善する場合	2 P	
	(3)生産コストの削減 (いずれか1項目を選択) (ただし人件費は含まない)	目標年度までに15%以上削減する場合	4 P	
		目標年度までに10%以上から15%未満削減する場合	3 P	
		目標年度までに5%以上から10%未満削減する場合	2 P	
		目標年度までに5%未満削減する場合	1 P	
	2 の 計			
3 その他				
	(1)地域における計画の緊急性	市町村内で優先度が高い事業内容の場合	1 P	
	(2)市町村における補助その他の施策による支援	市町村が、当該事業を実施する事業実施主体に対し、補助による支援を実施する場合	2 P	
	(3)施設・機械の新設・改修	新設若しくは新築によるもの又は新品のもの	2 P	
		未利用施設の機能強化・飼養管理の効率化を図る改良に伴う施設の改修又は資材の有効利用・事業費の低減等に伴う古品・古材の利用	1 P	
	3 の 計			
合 計				

※別に定める飼養衛生管理基準の遵守状況の確認結果書を添付すること。

別表 4 (第 6 関係)

区分	工 種	交 付 対 象				補 助 率
		新規就農支援 型	担い手育成支 援型	G A P 認証支 援型	畜舎省力化支 援型	
基 本 施 設 整 備	草地造成改良	○	○			1/4 以内 但し、 ・新規就農支援型に あつては 1/3 以内
	草地整備改良	○	○			
	道路整備	○	○			
	用排水施設整備	○	○			
	雑用水施設整備	○	○			
	野草地整備改良	○	○			
	放牧用林地整備	○	○			
	牧野樹林整備	○	○			
	家畜排せつ物還元用農用地造成・整備	○	○			
	水質汚染防止基盤整備	○	○			
	防災施設整備	○	○			
	施設用地造成整備	○	○			
	鳥獣被害防止施設整備	○	○			
農 業 用 施 設 整 備	隔障物整備	○	○			1/4 以内 但し、 ・新規就農支援型に あつては 1/3 以内 ・和牛繁殖牛関係施 設にあつては 1/3 以 内(畜舎省力化支 援型を除く。) ・飼料用稲関係施設 にあつては 1/3 以内 (畜舎省力化支 援型を除く。) ・堆肥処理施設整備 支援型で整備する家 畜排せつ物処理関係 施設にあつては 1/2 以内
	畜舎整備(※省力化あるいは効率化に 資する整備を含む)	○	○		○※	
	電気導入施設整備	○	○			
	用排水施設整備	○	○			
	雑用水施設整備	○	○			
	飼料調整貯蔵施設整備	○	○			
	飼肥料庫整備	○	○			
	家畜排せつ物処理施設整備	○	○			
	水質汚染防止施設整備	○	○			
	間伐材加工処理施設整備	○	○			
	衛生管理施設整備	○	○			
	放牧馴致施設整備	○	○			
	防護柵整備	○	○			
	環境保全施設整備	○	○			
	飼料用米保管タンク	○	○			
農 機 具 等 導 入	牧場用機械施設整備(※省力化あるい は効率化機器等の付帯設備を含む)	○	○		○※	1/4 以内 但し新規就農支援型 にあつては 1/3 以内
	農機具庫整備	○	○			
	燃料庫整備	○	○			
	飼料用稲収穫調整機械	○	○			1/3 以内
	飼料用米給与調整機械(粉碎機、混合 機等)	○	○			
そ の 他	G A P の認証取得等に必要な施設・備 品			○		1/2 以内
	G A P の認証取得等に必要な施設改 修			○		